

雇用保険を受給中のみなさまへ 失業認定日等についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、雇用保険受給者のみなさまへ失業認定日について特例措置を設けているところです。当面の間、下記のとおり取り扱うことといたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1 高齢（60歳以上）の方、基礎疾患を有する方、妊娠中の方は、 当面の間、郵送により失業の認定を行うことができます。

郵送での失業認定を希望する方は認定日の当日以降7日以内に「受給資格者証」と「失業認定申告書」を管轄ハローワークあてに郵送してください。失業認定申告書の記載は受給資格者のしおりを参照してください。（備考欄には「高齢であることから／基礎疾患を有することから／妊娠中であることから、新型コロナウイルス感染防止のため安定所に出頭することが困難」と記載してください。）ハローワークでの認定処理後、ご自宅へ「受給資格者証」と「次回失業認定申告書」を郵送します。なお、ご本人確認が必要な手続き（雇用保険の受給申し込みや振込先口座番号の変更手続き）については、郵送による取り扱いの対象とはなりません。

また、認定日より前に送付することのないようご注意ください。

※上記以外の方は、ハローワークへ来所のうえ失業の認定を受けてください。

2 当初の失業認定日に来所する場合

当初予定していた認定日に来所する方は、十分な感染予防にご協力いただいたうえで、予定どおり当初の認定日に失業の認定を受けることができます。事前の連絡は必要ありません。

3 求職活動実績について

令和2年3月10日から令和2年9月30日までの期間が認定期間に1日以上含まれる方、または上記1の郵送により失業の認定を受ける方で、感染を懸念する等の理由により求職活動を行うことができなかった場合は、感染拡大防止の重大性・緊急性により特例措置として求職活動実績の基準を適用せずに認定を受けることができます。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、取り扱いが変更となる場合があります。

※ご不明な点は管轄ハローワークへご相談ください。なお、問い合わせの増加により電話がつながりづらくなることが予想されます。大変ご迷惑おかけしますが、何卒ご了承くださいますようお願いいたします。



茨城労働局 茨城県内各ハローワーク